

209

環 境 影 韻 評 価 書 案

—— 葛飾清掃工場更新事業 ——

平成13年1月

東京二十三区清掃一部事務組合

1 事業者の名称及び所在地

名 称：東京二十三区清掃一部事務組合

代 表 者：管理者 西野 善雄

所 在 地：東京都新宿区四谷三丁目3番地1

2 対象事業の名称及び種類

事業の名称：葛飾清掃工場更新事業

事業の種類：廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都葛飾区水元一丁目にある既存の清掃工場（昭和51年度しゅん功、施設規模 1,200トン/日）を、ダイオキシン類の発生抑制を図るためにプラントの更新をするとともに、灰溶融施設を設置するものである。なお、既存建物は耐震安全性を確保した上、極力再使用する。

事業内容の概略は、表3-1に示すとおりである。

表3-1 事業内容の概略

所 在 地	東京都葛飾区水元一丁目20番1号	
敷 地 面 積	約61,000m ²	
工事着工年度	平成14年度（予定）	
工場稼働年度	平成17年度（予定）	
処理能力	焼却炉	可燃ごみ 500トン/日 (250トン/日・炉×2基)
	灰溶融炉	灰 110トン/日 (55トン/日・炉×2基)
主な建築物等	工 場 棟(一部増築)	鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）、 高さ：約36m
	管 理 棟(既 存)	鉄筋コンクリート造、高さ：約13m
	水処理棟(既 存)	鉄筋コンクリート造、高さ：約6m
	煙 突(建 替 え)	外筒鉄筋コンクリート造、高さ：約130m

4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の計画内容及び計画地とその周辺地域の概況を考慮の上、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測、評価を行った。

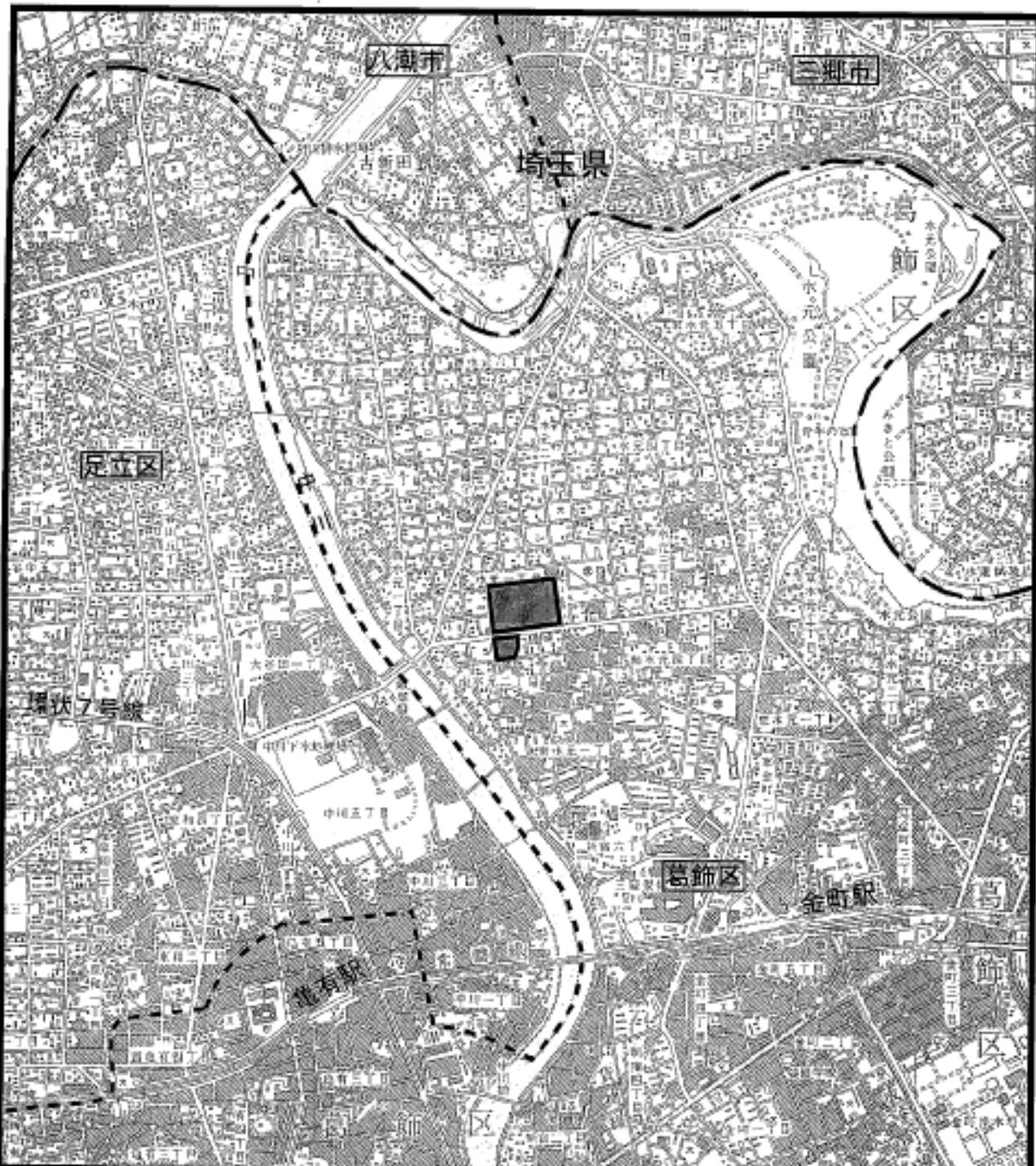
環境に及ぼす影響の評価の結論は、表4-1に示すとおりである。

表4-1(1/2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
1 大気汚染	<p>工事の施工中の建設機械排出ガスによる影響を付加した浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の予測濃度は、敷地境界でそれぞれ$0.111\text{mg}/\text{m}^3$、$0.067\text{ppm}$であり、評価の指標とした環境基準値を上回るが、建設機械の稼働台数がピークとなる期間は限られ、予測濃度に占める影響濃度の割合は5.8%以下、19.3%以下である。</p> <p>工事用車両の走行に伴う自動車排出ガスによる影響を付加した浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の予測濃度は、道路端でそれぞれ$0.121\sim0.127\text{mg}/\text{m}^3$、$0.057\sim0.068\text{ppm}$であり、評価の指標とした環境基準値を上回る地点はあるが、予測濃度に占める影響濃度の割合は0.1%以下、0.4%以下である。</p> <p>施設の稼働時の煙突排出ガスによる影響を付加した二酸化いおう、二酸化窒素、塩化水素及び水銀の予測濃度は評価の指標とした環境基準値等を下回る。また、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類の予測濃度は、それぞれ$0.106\text{mg}/\text{m}^3$、$0.66\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$であり、評価の指標とした環境基準値を上回るが、予測濃度に占める影響濃度の割合はいずれも0.1%以下である。</p> <p>清掃車両の走行に伴う自動車排出ガスによる影響を付加した浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の予測濃度は、道路端でそれぞれ$0.122\sim0.128\text{mg}/\text{m}^3$、$0.059\sim0.069\text{ppm}$であり、評価の指標とした環境基準値を上回る地点はあるが、予測濃度に占める影響濃度の割合は0.8%以下、3.0%以下である。</p> <p>なお、更新により、煙突排出ガス中の汚染物質の排出量が削減されることにより、大気環境への負荷は現況より低減が図れるものと考える。</p>
2 悪臭	施設の稼働時の敷地境界での臭気濃度及び悪臭物質濃度は、評価の指標とした悪臭防止法及び東京都公害防止条例の規制基準値を下回る。
3 騒音	<p>工事の施工中の建設作業騒音レベルは、敷地境界で最大78dB(A)であり、評価の指標とした東京都公害防止条例に定める指定建設作業に係る勧告基準値を下回る。</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベルは、道路端で$70\sim74\text{dB(A)}$であり、評価の指標とした環境基準値を上回る地点はあるが、増加する騒音レベルは、道路端で1dB(A)未満である。</p> <p>施設の稼働時の工場騒音レベルは、敷地境界で昼間（8時～17時）49dB(A)、夜間（17時～8時）39dB(A)であり、評価の指標とした東京都公害防止条例に定める工場に係る騒音の規制基準値を下回る。</p> <p>清掃車両の走行に伴う道路交通騒音レベルは、道路端で$70\sim74\text{dB(A)}$であり、評価の指標とした環境基準値を上回る地点はあるが、増加する騒音レベルは道路端で1dB(A)未満である。</p>

表4-1(2/2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
4 振動	<p>工事の施工中の建設作業振動レベルは、敷地境界で最大72dBであり、評価の指標とした東京都公害防止条例に定める指定建設作業に係る勧告基準値を下回る。</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベルは、道路端で44~49 dBであり、評価の指標とした東京都公害防止条例に定める工場に係る振動の規制基準値を下回る。</p> <p>施設の稼働時の工場振動レベルは、敷地境界で39 dBであり、評価の指標とした東京都公害防止条例に定める工場に係る振動の規制基準値を下回る。</p> <p>清掃車両の走行に伴う道路交通振動レベルは、道路端で45~49 dBであり、評価の指標とした東京都公害防止条例に定める工場に係る振動の規制基準値を下回る。</p>
5 日照阻害	<p>計画地の周辺は、日影規制地域であるが、計画建築物等による冬至日の日影は、評価の指標とした「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制値を下回る。なお、4時間以上の日影が生じる地域は計画地北側において敷地境界から最大約5mの範囲であり、現況と同程度である。また、主要な地点における日影時間も、現況と同程度である。</p>
6 電波障害	<p>既存工場により起因するテレビ電波の障害地域には、すでに共同受信施設を設置し電波障害対策を講じている。</p> <p>工事の完了後、煙突の建替え等により新たに一部地域にテレビ電波のしゃへい障害及び反射障害が発生するが、受信アンテナの改善、共同受信施設の設置等の対策を講じることから受信障害は解消できる。</p> <p>なお、本事業の実施により、工事中を含め新たに電波障害が発生した場合並びに電波障害が発生すると予測した地域以外についても、本事業による障害が明らかになった場合には同様の対策を実施する。</p>
7 景観	<p>本事業は既存清掃工場の更新であり、煙突及び工場棟の高さについては既存と同じであることから、地域景観の特性に大きな変化は及ぼさない。</p> <p>また、眺望の変化は生じるが、既存の緑地は極力保存するとともに工場棟に壁面緑化を施し、煙突については形状や色彩を工夫することにより、周囲の街並みと調和のとれた景観が形成されると考える。</p> <p>圧迫感の変化の程度については、現況と同程度か減少する。さらに、敷地周囲の樹木は極力保存するとともに、壁面緑化等により圧迫感は軽減されるものと考える。</p>
8 廃棄物	<p>工事の施工中に発生する産業廃棄物及び建設発生土は、計画段階から発生抑制し、現場での徹底した分別により再利用、再資源化等を図る。また、埋立処分する廃棄物については、法令等に基づき適正に処理する。</p> <p>施設の稼働時は、灰溶融施設により灰を溶融処理し、最終処分量の削減を図り、発生したスラグは新海面処分場整備の集水帯等に有効利用されるとともに、建設資材への利用を検討していく。また、鉄等は回収し有価物として再資源化する。</p> <p>本事業では、廃棄物の減量化、無害化、再資源化等を推進し、廃棄物の排出の抑制と適正な処理に努めていく。</p>
9 温室効果ガス	<p>本事業では、エネルギーの有効利用として、ごみ発電及び場外公共施設への熱供給を実施するとともに、太陽光発電を行い、新エネルギー等を積極的に活用していく。</p>



凡 例

- : 計画地
- - - : 都・県界
- - - - : 区・市界



S = 1:25,000
0 250 500 1,000m

図5.2-1(1/2) 対象事業の位置及び区域



凡 例

□ : 計画地



S = 1:25,000

0 250 500 1,000m

平成11年5月撮影

図5.2-1(2/2) 対象事業の位置及び区域

(航空写真)